

契約する前に確認しましょう ～利用規約、約款～

消費生活センターに寄せられる相談では、「解約料が高い」「申込金を返してくれない」等、契約時の確認不足からトラブルになっているケースが見受けられます。

結婚式場や旅行等の申込みをした後、「他に良いところがあったからキャンセル(解約)しよう」と思っても、解約するには原則として、利用規約や約款等で定められた解約料を支払うことになります。

相談事例

結婚式場の見学に行き、長時間にわたる勧誘を受けた。日程確保のつもりで1年以上先の式の申込みをしたが、他に気に入った式場を見つけたので、翌日解約を申し入れたが、「申込金10万円は返金できない」と言われた。

よい日取りはすぐに埋まってしまうから、早く申込みをすることをおすすめします



他の式場も見てから決めたいけど、迷っている間に埋まってしまうかも…
とりあえず申し込むか

アドバイス

利用規約や約款に書いてある①**契約の成立時期**、②**キャンセル規定**(いつから、何に対して何%の解約料が発生するのか、支払った申込金はどのくらい戻ってくるのか)はとても重要なので、**契約前に必ず確認**しましょう。

結婚式や旅行等の楽しみなイベントの契約では、気持ちが高揚して、その場の雰囲気流されてしまわないように気を付けることが大切です。「こんなはずではなかった」と後悔することがないように、契約は慎重に行いましょう。



結婚式申込書

氏名……………

住所……………

挙式日時 令和〇年〇月〇日
〇時〇分～〇時〇分

申込日 令和〇年〇月〇日

利用規約

- ・ 申込者の署名及び申込金の支払いをもって契約は成立します。
- ・ 契約成立後、お客様のご都合によりご予約のキャンセルをされる場合、キャンセル料金を頂戴します。

契約に関することで困ったときは、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。

局番なし☎188(消費者ホットライン)にかけると、お住まいのお近くの相談窓口につながります。

